

○東村人材育成基金の設置、管理運営及び処分に関する条例施行規則

平成9年10月1日規則第1号

改正

平成11年12月28日規則第2号

平成19年3月22日規則第3号

平成23年8月30日規則第1号

平成30年4月1日規則第2号

平成30年5月9日規則第4号

平成30年11月26日規則第6号

平成30年11月26日規則第8号

令和元年6月28日規則第9号

東村人材育成基金の設置、管理運営及び処分に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東村人材育成基金の設置、管理運営及び処分に関する条例（平成9年条例第13号。以下「条例」という。）第1条により設置した東村人材育成基金（以下「基金」という。）の管理運営及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 この規則を運用するに当たり審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に次の役員を置く。

- (1) 会長は、副村長を充て、審査会を代表し、会務を統括するとともに会議の議長となる。
- (2) 副会長は、教育長を充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、各字区長及び教育課長を充て、議事を審議する。

3 審査会は、6人以上の役員の出席をもって行い、議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審査会は、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 第5条各号の可否（個人で証明書が揃った場合を除く。）
- (2) 第7条に基づく事項（個人で証明書が揃った場合を除く。）

(3) 第11条第1項及び同条第2項の適用認否

(4) 第12条第1項の返還減免の認否

(5) その他村長から諮問された事項

5 役員の任期は、第2項各号に掲げる職にある期間とする。

6 本会の役員は、無報酬とする。ただし、費用弁償として次の表のとおり車賃実費相当額を支給することができる。

有銘	540円	宮城 (1)	320円
慶佐次	360円	(2)	480円
平良 (1)	260円	(3)	540円
(2)	260円	高江 (1)	1,040円
川田	260円	(2)	1,120円

*高江については、車地区14km（名護市源河）相当、高江地区16km（北部製糖前）相当として換算する。

（事務局及び事務局員）

第3条 審査会の業務を処理するため、事務局員を若干名置くものとする。

2 事務局員は、事務局長、事務局長補佐及び事務局係員とする。

3 事務局員は、事務局長にあつては、東村総務財政課長の職にある者を、事務局長補佐にあつては、東村総務財政課長補佐の職にある者を、事務局係員にあつては、東村総務財政課人材育成担当係の職にある職員をもって充てる。

（事業）

第4条 助成又は貸与の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 児童生徒及び青少年の国際交流に関すること。

(2) 青年団体及び婦人団体の国外研修等への参加・派遣に関すること。

(3) 各字における伝統芸能等の県内外及び国外派遣に関すること。

(4) 県外又は国外に在住する村出身者及びその子の子弟の研修受入等に関すること。

(5) スポーツ、文化活動で離島、九州、全国大会及び国際大会への参加・派遣に関すること。

- (6) スポーツ、文化活動等の団体活動の指導者に関すること。
- (7) その他基金の設置目的に沿う事業で特に村長が認めること。

(対象者)

第5条 前条の助成又は貸与の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 東村内に、2年以上居住する者又は2年以上居住する者の子（又は被扶養者）であること。
- (2) 団体にあつては、設立後2年以上を経過し、現に活動を活発に行っている東村内の団体であること。
- (3) その他村長が特に認める者

(申請)

第6条 助成又は貸与の交付を受けようとする者又は団体は、助成又は貸与事業交付申請書（第1号様式又は第2号様式）に次の書類を添付し、その事業の1月前までに申請するものとし、1月前までに確定しない場合は、確定した日から1週間以内に申請しなければならない。ただし、個人については、事業終了後2週間以内の申請でも認めるものとする。

- (1) 第4条各号のいずれかを証明するもの
- (2) 前条各号のいずれかを証明するもの
- (3) 事業に要する経費の見積書及び他補助と重複する場合は他補助額
- (4) その他村長が必要とする書類

(決定)

第7条 村長は前条に基づき、申請された内容を審査し、助成又は貸与の可否を、決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合別表を参照し、額の決定も行う。ただし、他補助と重複した場合は、他補助額を除いた金額で計算し、額の決定を行う。

(請求及び交付)

第8条 前条で決定通知を受けた者は、決定通知を受けた日から1週間以内に村長に対し、交付請求書（第4—1号様式）を提出しなければならない。

2 村長は、第1項の請求書が提出された場合、事業執行又は出発の日の1週間前までに交付しなければならない。ただし、基金の都合上やむを得ない状況にある場合は、この限りでない。

3 交付は、原則として、直接本人へ交付するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、本人の3親等以内の代理人に、またいずれにもよりがたい場合は本人の預金口座に振り込んでこれに替えることができる。

4 貸与の場合は、借用証書及び返還計画書（第4—2号様式）に連帯保証人2人と連名の上提出しなければならない。

（取消し、返還及び辞退）

第9条 村長は、申請者が次の各号いずれかに該当するときは、助成金又は貸与金の交付決定を取り消し、若しくは既に交付した助成金又は貸与金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容に違反したとき。

2 申請者は、当初の目的を遂行することが困難と認めた場合は、第5—3号様式又は第5—4号様式により基金の適用を辞退することができる。

（貸与金の返還）

第10条 貸与金の返還は、第8条第4項の定めにより提出された返還計画による。ただし、前条第1項の規定を受けた者は、第5—1号様式又は第5—2号様式の命ずる期間による。

2 第8条第4項の返還計画は、交付を受けた日から3年以内になされなければならない。

（貸与金の返還の猶予）

第11条 貸与金の返還猶予を願い出る場合は、その理由を証する書類を添えて、貸与金返還猶予申請書（第6—1号様式）を提出しなければならない。

2 猶予の期間は、6箇月とし、さらにその理由が継続する場合は、第6—2号様式による新たな申請により6箇月の倍数延長することができる。ただし、最長3箇年を超えない範囲とする。

（貸与金の返還の免除）

第12条 貸与を受けた者が死亡又は心身に重度の障害を有した場合は、審査会の決定を受け村長は、貸与金の一部又は全額の返還を免除することができる。

2 保護者、遺族又は連帯保証人は、前項の規定の適用を受けようとする場合は、貸与金返還免除願（第7号様式）に死亡又は障害の程度を証明する書類を添え、村長に提出しなければならない。

（結果報告）

第13条 助成金又は貸与金等を受けたものは、事業終了後、その結果について、写真等を添付の上、村長へ報告をしなければならない。

(寄附金)

第14条 条例第3条第3号の規定の寄附金は、篤志家の希望により、次の区分により受け入れ、整理することができるものとする。

(1) 一般寄附

(2) 特定寄附

ア 芸能文化

(ア) 団体

(イ) 個人の後援会

イ スポーツ

(ア) 団体

(イ) 個人の後援会

(帳簿)

第15条 条例及び規則を運用するに当たり帳簿等を備える。

(1) 助成金交付整理簿

(2) 貸与金交付及び返還整理簿

(3) 寄附金整理簿（前条各号の整理含む。）

(4) その他必要な帳簿

(5) 審査会に次の帳簿を備える。

ア 役員名簿

イ 会議録つづり

ウ その他必要な帳簿

2 諸帳簿及び文書等の整理、保管、保存等については、東村文書事務取扱規程（昭和47年訓令第2号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成9年10月1日から適用する。

附 則（平成11年12月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある第6条の規定による改正前の東村財務規則、第7条の規定による改正前の東村人材育成基金の設置、管理運営及び処分に関する条例施行規則及び第8条の規定による改正前の東村国民健康保険条例施行規則による様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成23年8月30日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年5月9日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年11月26日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に東村規則の様式の規定に基づき敬称に殿を用いて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成30年11月26日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に東村規則の様式の規定に基づき敬称に殿を用いて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(令和元年6月28日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

適用項目（事業等）			学生 上限額（交通費＋宿泊費）	一般 上限額（交通費＋宿泊費）
文化 芸 能 関 係	第4条第1号 村、県、又は国が特に推薦する国際交流に参加する場合	国	100,000	50,000
		外	00	
		県外	50,000	25,000
	第4条第2号 1人につき団体の場合	県内	30,000	15,000
		国	300,000	150,000
	第4条第3号 村長が認める範囲内	外	00	
		国	50,000	25,000
		国内	0	
	第4条第4号 最長2箇年とする。	国	100,000	50,000
		外	00	
県外		50,000	25,000	
ス ポ	① オリンピック出場	県内	30,000	15,000
		月	20,000	10,000
		々	0	
		国	300,000	150,000
		外	00	

一 ツ 関 係	村長が認める範囲内	国内	200,000	100,000
	② オリンピック以外の国際大会出場	国外	200,000	100,000
		国内	100,000	50,000
	③ 個人につき	国際	200,000	100,000
		全国	100,000	50,000
		九州	80,000	40,000
		離島	30,000	15,000
	④ 団体につき	国際	実費×人数	実費の1/2×人数
		国内	々	々
		九州	々	々
		離島	々	々
	⑤ 個人・団体につき	県	実費×人数	実費の1/2×

		外		人数
	国際大会が国内で行われる場合 村長が認める範囲内	県内	々	々
団体活動	第4条第6号 村長が認める範囲内	県外	実費×人数	実費の1/2×人数
		離島	々	々

第1号様式（第6条関係）個人用

第1号様式(第6条関係)個人用

東村人材育成基金 {助成
貸与} 交付申請書

助成 ・ 貸与

第 四 条 事 業	事業主体：	
	事業名：	
	派遣先：	出発日： 年 月 日
対象者氏名：		
他補助の有無：有 ・ 無		他補助事業名：
		金額：
上記のとおり東村人材育成基金の設置、管理運営及び処分に関する条例並びに同条例施行規則第6条の規定により関係書類を添えて申請します。		
年 月 日		
申請者住所：		
申請者氏名：		印
連絡先：		
東村長 宛		

添付書類 ①対象事業書類（例：大会要綱） ②住民票

③事業に要する経費の見積書 ④その他村長が必要とする書類

第2号様式（第6条関係）団体用

第2号様式(第6条関係)団体用

東村人材育成基金 {助成
貸与} 交付申請書

助成 ・ 貸与

第 四 条 事 業	事業主体：	
	事業名：	
	派遣先：	出発日： 年 月 日
対象者団体名：		
他補助の有無：有 ・ 無		他補助事業名：
		金額：
<p>上記のとおり東村人材育成基金の設置、管理運営及び処分に関する条例並びに同条例施行規則第6条の規定により関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者住所：</p> <p>申請者氏名： 印</p> <p>連絡先：</p> <p>東村長 宛</p>		

添付書類 ①対象事業書類（例：大会要綱） ②事業に要する経費の見積書
③その他村長が必要とする書類

第3号様式（第7条関係）
第3号様式（第7条関係）

東人材基金 号
年 月 日

様

東村長

決 定 通 知 書

貴殿(団体)から 年 月 日付けで申請のありました東村人材育成基金の適用を下記のとおり決定したので通知します。

——記——

適用の可否 : 可・否

適用条文 : 第4条第 号

交 付 額 : 別表(文化芸能関係・スポーツ関係)

金 円也

第4—1号様式（第8条関係）

第4—1号様式(第8条関係)

年 月 日

東村長 宛

住 所
氏 名

交 付 請 求 書

東人材基金第 号(年 月 日)で決定通知を受けましたので、助成金(貸与金)を交付して下さいますよう請求します。

役場に訪問できる日は、

- ① 年 月 日 時頃
- ② 年 月 日 時頃
- ③ 年 月 日 時頃
- ④ 年 月 日～ 年 月 日までのなかから連絡がありましたら、都合できます。

私か父母、又は兄弟が受け取りにこれない場合は、下記口座へ振り込んで下さいますようお願いいたします。(第8条第3項の適用申請)

金融機関名 _____

口 座 _____

口 座 名 義 _____

第4—2号様式（第8条関係）

第4—2号様式（第8条関係）

東村人材育成基金貸与金借用証書及び返還計画書

借 用	金 額		円也		備 考
	年	月 日	年	月 日	
返 還 計 画			実 施		備 考
回数	返 還 額	返 還 月 日	返 還 額	返 還 月 日	

上記金額を確かに借用しました。また、上記返還計画に基づき返還することを誓います。

借用人住所

氏名

借用人が返済できない場合は、連帯責任者として借用人に代わって支払うことを保証します。

連帯保証人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

東村長 宛

第5—1号様式（第10条関係）

第5—1号様式(第10条関係)

東人材基金第 号

年 月 日

様

東村長

東村人材育成基金助成金交付決定通知取消しについて(通知)

東人材基金第 号(年 月 日付け)で交付決定通知をしましたが、下記のとおり決定しましたので通知します。なおこのことについて、異議がありましたらこの通知を受けた日から10日以内に異議の申立てをしてください。

— 記 —

- 東村人材育成基金助成金の交付決定を取り下げる。
- 返還期日： 年 月 日
- 返還方法：窓口、振込いずれでもよい
(振込先・JAやんばる農協東支所・普通・164211・東村会計管理者)
- 返 還 額：

第5—2号様式（第10条関係）

第5—2号様式(第10条関係)

東人材基金第 号

年 月 日

様

東村長

東村人材育成基金貸与金交付決定通知取消しについて(通知)

東人材基金第 号(年 月 日付け)で交付決定通知をしましたが、下記のとおり決定しましたので通知します。なおこのことについて、異議がありましたらこの通知を受けた日から10日以内に異議の申立てをしてください。

— 記 —

- 東村人材育成基金貸与金の交付決定を取り下げる。
- 返還期日： 年 月 日
- 返還方法：窓口、振込いずれでもよい
(振込先・JAやんばる農協東支所・普通・164211・東村会計管理者)
- 返 還 額：

第5—3号様式（第9条関係）

第5—3号様式（第9条関係）

年 月 日

東村長

宛

申請者氏 名

住 所

東村人材育成基金助成適用辞退届

私は、 年 月 日東人材基金第 号（ 年 月 日付け）で助成の交付
決定を受けましたが、下記理由により辞退いたしたく届けます。

— 記 —

理 由： _____

なお、既に交付を受けた金額（ 円）につきましては、 年 月 日やん
ばる農協東支所・普通口座・No.164211・東村会計管理者へ振り込みました。

第5—4号様式(第9条関係)

第5—4号様式(第9条関係)

年 月 日

東村長 宛

申請者氏 名

住 所

東村人材育成基金貸与適用辞退届

私は、 年 月 日東人材基金第 号(年 月 日付)で助成の交付決定を受けましたが、下記理由により辞退いたしたく届けます。

— 記 —

理 由： _____

なお、既に受付を受けた金額(円)につきましては、 年 月 日やんばる農協東支所・普通口座・No.164211・東村会計管理者へ振り込みました。

第6—1号様式（第11条関係）

第6—1号様式（第11条関係）

年 月 日

東村長 宛

申請者氏 名

住 所

東村人材育成基金貸与金返還猶予申請書

私は、東人材基金第 号（ 年 月 日）で貸与決定を受け、 年 月 日第4—2号様式を提出し、 年 月 日に貸与を受けましたが、下記理由により先に提出しました、第4—2号様式の返還計画とおりの返還が無理な状態にあります。つきましては 年 月 日までの6箇月間返還を猶予して下さいよう申請します。

— 記 —

理 由： _____

（証明書添付） _____

上記本人申請のとおり認めましたので、連帯保証人としても猶予を認めて下さいますようお願いいたします。

連帯保証人

氏 名

住 所

連帯保証人

氏 名

住 所

第6—2号様式（第11条関係）

第6—2号様式（第11条関係）

年 月 日

東村長 宛

申請者 氏 名

住 所

東村人材育成基金貸与金返還（ 回目）猶予申請書

見出しの件につきまして、再申請しましたが、下記理由により 年 月 日の状況から好転してなく、引き続き、 年 月 日までの6箇月間返還猶予下さいますようお願いいたします。

— 記 —

理 由 : _____

(証明書添付) _____

上記本人申請のとおり認めましたので、連帯保証人としても猶予を認めて下さいますようお願いいたします。

連帯保証人

氏 名

住 所

連帯保証人

氏 名

住 所

第7号様式 (第12条関係)

第7号様式(第12条関係)

年 月 日

東村長

保護者 氏 名

(又は遺族)

連帯保証人

氏 名

住 所

氏 名

住 所

東村人材育成基金貸与金返還免除願

年 月 日に が東村人材育成基金の貸与を受けましたが、下記の理由により返還が困難なため、返還を免除して下さいますようお願いします。

— 記 —

理 由 : _____

(証明書添付) _____

家庭経済 : _____

状況 _____

連帯保証人 : _____

経済状況 _____